

平成30年度の後期高齢者医療保険料の軽減措置が決まりました

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

後期高齢者医療保険料は所得に応じて個人ごとに計算され、被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料は均等割額と所得割額の合計となり、それぞれに軽減措置があります。

【後期高齢者医療保険料計算方法】

年間保険料 = 均等割額 43,600円 + 所得割額 (平成29年中の総所得金額等 - 33万円) × 8.60%

[変更前 (平成29年度)]

| 軽減内容 | 軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します) |
|---|--|
| 均等割額9割軽減 | 「基礎控除額33万円以下の世帯で、かつ、当該世帯の被保険者全員の各種所得が0円」の世帯 (ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する。) |
| 均等割額8.5割軽減 | 「基礎控除額33万円」以下の世帯 |
| 均等割額5割軽減 | 「基礎控除額33万円 + 27万円 × 同一世帯の被保険者数」以下の世帯 |
| 均等割額2割軽減 | 「基礎控除額33万円 + 49万円 × 同一世帯の被保険者数」以下の世帯 |
| 所得割額 2割 軽減 | 「被保険者本人の総所得金額等の合計額 - 基礎控除額33万円」が58万円以下のとき |
| 被扶養者軽減 (所得割額は賦課せず・ 均等割額 7割 軽減) | 後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く)の被扶養者であった人 |

※1人あたりの年間保険料上限は **57万円**

[変更後 (平成30年度)]

平成30年度から均等割額5割軽減と均等割額2割軽減の軽減該当条件が変わりました。また、所得割額の軽減がなくなり、被扶養者軽減の軽減割合が変わりました。なお、均等割額9割軽減と均等割額8.5割軽減に変更はありません。また1人あたりの保険料の上限額が引き上げられました。

| 軽減内容 | 軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します) |
|---|---|
| 均等割額5割軽減 | 「基礎控除額33万円 + 27.5万円 × 同一世帯の被保険者数」以下の世帯 |
| 均等割額2割軽減 | 「基礎控除額33万円 + 50万円 × 同一世帯の被保険者数」以下の世帯 |
| 所得割額軽減 なし | 軽減措置はなくなりました |
| 被扶養者軽減 (所得割額は賦課せず・ 均等割額 5割 軽減) | 後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く)の被扶養者であった人 |

※1人あたりの年間保険料上限は **62万円**

平成30年度後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書を送付しました

この通知の金額は、平成30年度後期高齢者医療保険料の6カ月分の仮の金額です。

差し引く金額は、平成30年2月の年金から差し引かれた額と同じ額の保険料を4月・6月・8月の年金から差し引きます。ただし、4月から新たに差し引かれる人は、平成29年度の保険料額を1年分の額にして、6回で割った金額を差し引きます。

なお、仮徴収額(4月・6月・8月)と本徴収額(10月・12月・2月)に大きな差がある場合は、年間を通して均一となるよう、8月の徴収額を変更する場合があります。

平成30年度の保険料額は、7月に決定し通知しますのでご確認ください。

後期高齢者医療加入者の平成30年度日帰りドック検診を受診する皆さんへ

申込方法などにつきましては、4月中旬に届く「しなやか健診受診票」に同封されている案内通知をご覧ください。また、町ホームページにも掲載します。